



第 991 号

令和 8 年 7 月 1 4 日

現場の実態を訴え、要求実現を求める！

第 2 回 関税局長交渉

税関労組は令和 8 年 5 月 22 日、第 2 回関税局長交渉を仲野中央執行委員長他 15 名で行い、水際の第一線で必死に働いている職員の気持ちや現場の実態を訴えながら、ひとつでも多くの要求が実現するよう強く求めました。

本交渉では、これまで要求していた執務時間外における官用車移動の超過勤務手当対象範囲の拡大がされ、また一つ要求内容の実現となりました。

その他、当局からの回答は、従来の回答と大きく変わることはありませんでしたが、税関労組からの要求内容に対して、真摯に受け止めているよう感じられました。

要員の確保と職場環境の整備等

(1) 令和 9 年度概算要求

附帯決議等を踏まえ、増加している税関の業務量に見合った適切な税関職員の定員確保、処遇改善、機構の充実、職場環境の整備等に取り組むこと。

(当局回答)

先の国会において、関税法の審議でも、体制の整備については各般の意見があった。衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会における附帯決議に際して、片山財務大臣から「政府といたしましても、御趣旨に沿って配慮してまいりたい」との答弁があったとおり、当局としても、その実現に努力していく。

令和 9 年度概算要求にあたっての政府の基本的な方針は、今後整理されていくことになるが、当局としては、訪日外国人旅行者数の増加や越境電子商取引



寺岡関税局長

の拡大に伴う輸入申告件数の急増などの課題に対し、そうした税関の現場の変化に適切に対応するために、必要な体制整備をする必要があると認識している。

税関業務を的確に運営していくため、所要の定員、予算等の確保に向けて最大限努力していく。

(2) 障害者雇用に関する職場環境の整備等

障害を持つ職員及びその周りの職員が働きやすい職場となるよう職場環境の整備等を行うこと。

(当局回答)

障害を持つ職員が活躍し、働きやすい職場をつくるため、人事担当者や配置先部署は緊密に連携したうえで、障害を持つ職員とのコミュニケーションを通じ、障害の種類や程度、障害特性や必要な支援等を把握している。また、障害者雇用の知見を有する専門家から、障害を持つ職員の採用、定着、職業能力の開発及び向上等に向けた助言をいただくことで、働きやすい職場環境づくりを進めている。

職場の同僚・上司の障害に対する理解を深めることが重要であるので、障害を持つ職員を温かく見守り、支援する応援者となるよう、障害に対する理解を深めるための研修を受講させるとともに、障害に対する基本知識と配慮事項を周知している。

今後とも、必要な設備の設置等を含め、職場環境の整備に努めていく。

(3) 監視艇の乗艇人員

船舶職員の必要な要員を確保すること。

必要な要員の確保については、減船などではなく新規採用とすること。

(当局回答)

船舶職員の配置については、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める乗組み基準を踏まえ、監視艇の安全航行に必要な要員の確保に努めてきたところであり、今後とも、必要な要員確保に努めたいと考えている。

昇任及び昇格の基準等

(1) 行政職 (2) 職員の処遇改善

関係当局へ働きかけを行い必要な級別定数及び機構の確保に努めるとともに、統括官、上官官ポストの発令及び上位級への昇格を行うこと。

(当局回答)

級別定数の改定については、これまでも税関職員の役職別職員構成等にも配慮しつつ、業務量の増大及び複雑かつ困難化する税関業務の特殊性に沿った要求を行ってきた。

機構要求については、税関行政を取り巻く環境の著しい変化に適切に対応するために必要な要求を行っており、引き続き、税関業務の現状及び業務量の推移等を勘案しながら、適切な機構の整備に努める。

昇任、昇格については、法令等に基づき、職員個々の勤務成績、能力、適性等を総合的に判断して、機構及び級別定数の範囲内で適正に実施している。

処遇改善を図るため、引き続き努力していく。

(2) 行政職 (二) 職員の処遇改善

将来に希望の持てる処遇となるよう部下数制限の緩和や付加業務の評価について、税関の実態に応じた対応となるよう、人事院に個別協議の際にも強く訴えること。

(当局回答)

技能職職員の上位級への昇格は、個別に人事院の厳しい審査を受けることが必要となっており、当局としても、人事院との個別協議の場において、鋭意努力している。

技能職職員が、公用車の安全運行等、税関業務を円滑に遂行するため日々努力していることは承知しており、引き続き処遇改善に努力していく。

(3) 海事職 (二) 職員の処遇改善

税関の監視艇は、船の大きさに比べて高出力のエンジンを搭載しており、安全かつ安定した運航に関する船舶職員の職責は重くなっている。その職責をもっと評価し、船長、機関長について、6級に格付けできるように級別定数の確保及び昇格できるように人事院に対して強く訴えること。

(当局回答)

船舶職員の上位級への昇格は、個別に人事院の厳しい審査を受けることが必要となっており、当

局としても、人事院との個別協議の場において、鋭意努力している。

船舶職員が、密輸やテロ対策のため、安全かつ安定した監視艇の運航等、税関円滑に遂行するため日夜努力されていることは承知しており、引き続き処遇改善に努力していく。

(4) 再任用職員の処遇改善

再任用職員の上位級枠の拡大を関係機関に訴えること。

(当局回答)

再任用職員の級別定数については、平成29年度から、再任用短時間勤務職員を対象に、組織活力の維持・向上を図る目的として、4級以上の級を導入し拡大を図っているところである。再任用職員の処遇改善を図るため、引き続き努力していく。

(5) 各種手当の充実

超過勤務手当等が支給または改善されるよう関係機関に働きかけること。

(当局回答)

制度に関する事項であり当局の権限の及ばないところではあるが、関係機関に対し必要要望を行ってきた。職務の困難性や職責の高まりなどを踏まえ、引き続き関係機関に対し、処遇の改善を要望していきたい。

(6) 役職定年

定年の段階的引上げについては、引き続き前広な情報提供を行うこと。

行(二)職及び海事職について今後、技能職職員の処遇停滞とならないようお願いする。

(当局回答)

定年の引き上げは、職員の将来の生活設計に大きく関わる重要事項である。令和9年度中に年齢が60歳に達する職員に対しては、令和8年7月の人事異動後に、60歳に達する日以後に適用される任用、給与等の制度に関する情報提供を実施する予定である。引き続き前広な情報提供に努めていく。

一方で、行(二)職及び海事職が役職定年の対象外とされていることに關しては、制度に関する事項であり、当局の権限の及ばないところではあるが、関係機関に対し、処遇の改善を要望していく。

(次号へ続く)

～要求実現～ 超過勤務手当の支給範囲拡大へ！

関税局は本年6月15日、執務時間外における移動について、超過勤務手当の支給範囲が拡大となる事務連絡を発出しました。このことにより、執務時間外の業務において、レンタカーを使用した場合、また、勤務官署以外にも管理者が別途指示した場所からの出発、到着の場合にも超過勤務手当の対象となりました。

税関労組においては、昨年6月12日に、執務時間外の官用車移動が超過勤務手当の対象となつて以降、全国の組合員からの要望を取りまとめ、関税局長交渉等の場において、「支給対象となっていないレンタカー使用時及び勤務官署を出発地または到着地としない移動も対象とすること。」と、求めてきたところ、その要求が実現しました。

私たちの要求を真摯に受け止め、実現した当局に感謝します。



今後も、組合員の処遇改善のために取組みを進めていきます！
共に頑張りましょう♪